

ストップザ暴力

女性に対する暴力をなくす運動

11月12日~25日

配偶者などからの暴力(DV)防止について



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

DV、性犯罪、売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為など、女性に対する暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、その根底には女性の人権への軽視があるとされています。

これらの暴力の中でも、プライベートな関係の中で起るDVは見過ごされやすく、被害が深刻になるまで分りにくい難しさがありません。

DVはあなたのすぐそばで起こっている可能性もあります。「もしかしてDV?」と思ったら、相談機関に相談しよう、声をかけてください。あなたの一言が、誰かを救うことになるのです。

「DV」って何ですか？

DVとは、配偶者や恋人など、親密な関係にある相手からの暴力のことです。

- 身体的暴力
- 精神的暴力
- 性的暴力
- 経済的暴力

などさまざまな形で現れ、場合によっては死に至ることもあります。夫婦間や恋人同士であっても、暴力は犯罪です。これらの暴力で相手を支配しようとする行為は、許されるものではありません。

しかし、「親しい者同士の間の出来事」であることから、加害者は、これらを「暴力」「DV」と認識していない場合があります。

あなたは大丈夫？

DVチェック

- 殴る、蹴る、噛む、つねる、首を締めるなど身体を傷つけられる(身体的暴力)
- 刃物を突きつけられたり、殴るふりをして脅される(身体的暴力)
- 交友関係や電話・メールを細かく監視される(精神的暴力)
- 人格を否定するような暴言を吐かれる、大声で怒鳴られる(精神的暴力)
- 避妊に協力してくれない(性的暴力)
- 望まないのに、性的行為を強要される(性的暴力)
- 生活費を渡してくれない(経済的暴力)
- 働くことを許してくれない(経済的暴力)

DVの被害者はどんな状況にあるのですか？

殴る、蹴るなどの暴力によるけがのほか、暴言や行動の制限など、さまざまな暴力によって、将来への不安や絶望、孤独感、恐怖感、無力感など、被害者の心は深く傷つけられています。

PTSD(心的外傷後ストレス障害)から、不眠や頭痛などの身体的症状が現れることもあります。

なぜ逃げないの？

暴力が始まった当初、逃げようとしたらかえって暴力がエスカレートした、という経験を繰り返した結果、逃げられないと思うようになります。

また、「お前が悪いからだ」と責められるうちに、被害者は、「暴力を振るわれるのは、自分のせい」と思い込んでしまうこともあります。

DVは、激しい暴力が起きる時期と、一時的にやさしくなる時期を繰り返すため、被害者の多くは、「根はいい人。いつかは変わってくれる」と期待します。

また、「逃げる」ことはそれまでの生活のすべてを捨て去ることであり、経済的な自立が困難なことから併せて、大きな覚悟が必要であることも事実です。

暴力の爆発期

緊張が高まり、感情のコントロールができず、暴力をふるう。

暴力のサイクル

緊張の蓄積期

ちょっとしたことで機嫌が悪くなる等緊張感が増し、暴力を予感させる。

ハネムーン期

別人のように優しくなり、反省し、もうしないと約束したりする。

DVの家庭で育つ子どもが受ける影響は？

DVの加害者は、子どもにも暴力を振ることがあります。また、被害者が気もちの行き場をなくして子どもに暴力を振るってしまうことや、子どもに関わりとうとする気がなくなりネグレクト(育児放棄)となることもあります。

直接暴力を受けなくても、子どもにも暴力を目撃させることは精神的虐待です。このことは、児童虐待防止法にも明確に記されています。



DV防止法とはどんな法律ですか？

正式には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」といいます。

【対象となる暴力】

- 配偶者からの暴力が対象です。(配偶者以外の家族や恋人、他人からの暴力は対象となりません。)
- 「配偶者」には、婚姻中のほか、事実婚や元配偶者を含みます。男性、女性の別を問いません。
- 「暴力」は、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力も含まれます。

【相談・一時保護】

広島県は、「配偶者暴力相談支援センター」を県内3カ所(広島・福山・備北)に設置し、次のような業務を通じて被害者の相談や支援にあたっています。

- 相談や関係機関の紹介
- 一時保護施設での保護
- 保護命令制度や自立支援制度などの情報提供、助言、関係機関との連絡調整
- その他の援助

【保護命令制度】

裁判所に申し立てると、加害者に対し保護命令が出されます。ただし、更なる暴力により、生命または身体に重大な危害を受けるおそれがあるときに限ります。

※DV防止法は、男性被害者も対象となります。

保護命令の種類

- **接近禁止命令**
加害者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先などの付近をはいかいすることを禁止する命令です。
(被害者と同居する未成年の子ども、被害者の親族なども対象になります。)
期間 **6ヵ月**
- **電話等禁止命令**
被害者に対する無言電話、夜間または連続しての電話・電子メール、面会を求めることなどを禁止する命令です。
(対象者は被害者本人のみです。接近禁止命令が発令されている間に限りです。)
期間 **6ヵ月**
- **退去命令**
加害者に、被害者と共に住む住居から退去することを命ずるものです。
期間 **2ヵ月**



「もしかしてDV?」と思ったら

被害者は、自分が被害者だという認識がなかったり、大事にしたいくないと隠そうとする場合があります。

DVが表面化しにくいことから、周りの人からの救いの手がとても重要です。

知人がDV被害者かも

● 親しい方なら、相談機関に「相談してみたら?」と声をかけてみてください。

● 声をかけるのがためられる場合やDVかどうか分からないときは、気づいた方が相談機関に相談することもできます。

友達から相談された

● 「大変だったね」など、被害者に寄り添うような言葉をかけながら、しっかりと話を聞いてあげてください。

● 相談機関に「相談しよう」と勧めてみてください。

● 暴力を受けた直後なら、医療機関の受診とともに、警察に相談に行くよう話してみてください。

配偶者や恋人からの暴力全般に関する主な相談窓口

相談機関名	電話番号	相談時間など
配偶者暴力相談支援センター	広島こども家庭センター	☎ 082-254-0391 月~金 10時-17時
	備北こども家庭センター	☎ 0824-63-5181(代) ☎ 082-254-0399 休日夜間電話相談 土日祝 10時-17時
庄原警察署	☎ 0824-72-0110(代)	24時間
庄原市役所女性児童課(各支所でもお受けします)	☎ 0824-73-1243	月~金 8時30分-17時30分 ※祝・年末年始を除く ※制度についての情報提供・関係機関の紹介・助言などを行います

● プライバシーは固く守られます。女性・男性ともに相談できます。

問い合わせ 女性児童課男女共同参画係 ☎ 0824-173-11243